

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（食品安全課）

一 趣旨

食品表示法の施行に伴い、ふぐ加工製品の表示に関する規定の整備をするための改正

二 内容

ふぐ加工製品の表示義務を条例の規定から削除

三 施行期日

(一) 施行期日

公布の日

(二) 経過措置

食品表示法の経過措置に合わせ、食品表示法における生鮮食品は平成二十八年九月三十日まで、加工食品は平成三十二年三月三十一日まで、それぞれ改正前の条例の規定に基づく表示を継続